

鏡石町家庭用生ごみ処理機設置奨励金交付要綱

令和5年鏡石町要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化、資源化を図るため、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において町が交付する家庭用生ごみ処理機設置奨励金（以下「奨励金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付対象生ごみ処理機)

第2条 奨励金の対象となる処理機は、電動及び機械的な動作を用いて生ごみを減量化又は堆肥化することができる機器（中古品を除く）とする。

(交付対象者及び有効期間)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1)本町に住所を有し、かつ、居住している者。ただし、事業用に使用する目的で処理機を購入した者を除く。

(2)処理機を敷地内に設置することができ、かつ、適正な維持管理ができる者。

2 奨励金交付対象の有効期間は、処理機の購入の日から1年間とする。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、処理機の購入価格の2分の1を限度とし、2万円を上限とする。

2 前項の奨励金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 奨励金の交付は、1世帯（同居世帯は1世帯とする。）に1基限りとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（第1号様式）及び奨励金交付請求書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条による奨励金の交付申請を受けたときは、内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為により奨励金を受けた場合は、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡の禁止)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、当該補助を受けて購入した処理機を他に譲渡してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年鏡石町規則第3号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。